

別表(第3条関係)

住宅リフォーム助成対象工事一覧表		
	工 事 の 内 容	備 考
1	屋根、外壁、軒天の改修、塗装、コーキング	
2	雨樋の取替え	
3	床、壁、天井材の張り替え	
4	ドア、ふすま、障子等、建具の取替え	
5	ガラス、網戸の交換	フィルム張りについては対象外
6	サッシの設置、取替え	補助錠の設置、ドアノブ等部品交換も対象とする。
7	カウンター、棚の設置	
8	間取り等の変更に伴う壁等の改修	
9	床、建具等のバリアフリー化、手すりの設置	
10	浴室、ユニットバス、トイレ、洗面の改修	
11	給排水衛生設備工事	
12	システムキッチンの設置	IH クッキングヒーター、オーブン、食器洗淨機についてはキッチン組込みのものに限り対象
13	ガス給湯器、電気温水器、ボイラー等の設置	
14	災害によるもので、罹災 ^{りさい} 証明書が発行されている家屋の解体工事	
15	換気扇、換気空清機ロスナイの設置	
16	エレベーターの設置	
17	スイッチ、コンセント、配線等の電気工事	着脱可能な照明器具の購入及び取り付けは対象外とする。
18	合併浄化槽の設置	
19	玄関フード・サンルームの増築	住宅と一体であること。
20	バルコニーの増築	
21	住宅と同一棟の車庫、物置の改修、増築	
22	併用住宅のうち、住宅部分の改修、増築	
23	門、塀の耐震性を向上する工事	門、塀の新設は対象外 既存の劣化しているコンクリートブロック塀、レンガ塀等の耐震性を高める工事若しくはこれを撤去し、アルミフェンス等に改修する工事又は公衆用道路に面する劣化したコンクリートブロック等の塀を撤去する工事を対象とする。※1
24	給排水管敷設等に伴う植栽等外構の撤去処分	
25	床暖房設備工事	
26	ソーラーシステムの設置	モニター等については、住宅に固定するものを対象とする。
27	太陽光発電装置の設置	母屋に設置するものに限る。 モニター、蓄電池等については住宅に固定するものを対象とする。
28	リフォーム工事に伴う廃材の処理費	

※1:劣化している塀とは、別紙の点検表による点検の結果、「いいえ」となる項目が1つ以上あるものをいう。

※2:対象工事に該当するものであっても、市で実施している他の助成等を受けた部分は対象外とする。